

富里市生活交通支援交付金交付要綱

(令和5年4月1日告示第64号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の円滑な移動手段を確保するために市が運行するデマンド交通により影響を受けた乗合バス事業者を支援し、市民の日常生活に必要な公共交通であるバス路線の維持を図るため、市は予算の範囲内において生活交通支援交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付については、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) 利用圏域 乗合バス事業者が設置した既存の路線バスの停留所を中心とした、半径300メートル以内をいう。ただし、高速バスのバス停は対象外とする。
- (3) デマンド交通 予約制で運行する乗合タクシーをいう。
- (4) ドア・ツー・ドア方式 デマンド交通の出発地又は目的地が利用者の自宅となる運行方式をいう。
- (5) 乗降ポイント デマンド交通における指定乗降場所をいう。

(交付対象)

第3条 利用圏域内に居住する市民が、デマンド交通をドア・ツー・ドア方式により、自宅から「京成成田駅東口」乗降ポイントまで利用した場合又は「京成成田駅東口」乗降ポイントから自宅まで利用した場合を交付対象とする。

(交付対象事業者)

第4条 交付対象事業者は、市内に路線バスの停留所を設置している乗合バス事業者とする。

(交付対象経費の額)

第5条 交付対象経費の額は、利用圏域内の市民がデマンド交通を利用した場合に、その市民の自宅から最も近い距離にある路線バスの停留所から京成成田駅まで乗合バスを利用した際の運賃とする。

(交付対象経費の算出)

第6条 市長は、交付対象経費をデマンド交通の運行実績から算出し、乗合バス事業者へ通知するものとする。

(交付対象事業、交付金額等)

第7条 交付金の対象となる事業、交付金の額については、別表に掲げるとおりとする。

(交付対象期間)

第8条 毎年10月1日から翌年の9月30日までの1年間とし、10月1日から翌年3月31日までを上半期、4月1日から9月30日までを下半期とする。

(交付金の交付の申請)

第9条 交付金の交付を受けようとする乗合バス事業者は、富里市生活交通支援交付金交付申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された書類を審査の上、これを適当と認めるときは、規則第6条の規定により交付金の交付の決定を行い、富里市生活交通支援交付金決定通知書(別記第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(交付金の交付の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた交付対象事業者が、規則第18条の規定により交付金の請求をするときは、富里市生活交通支援交付金交付請求書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付内容等の見直し)

第12条 社会状況の変化等により乗合バス事業者への支援を見直す必要が生じた場合には、市と乗合バス事業者の協議により見直しを行うものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和4年10月1日以降のデマンド交通運行分から適用する。

別表(第7条関係)

交付金の対象となる事業	デマンド交通ドア・ツー・ドア方式の実証運行及び本格運行
交付金の額	交付対象期間中の交付対象経費の総額の3分の1の額

	(小数点第1位四捨五入)。ただし、年額200万円を 限度とする。
--	-------------------------------------

別記

第1号様式（第9条関係）

年 月 日

富里市長 様

申請者

所在地

名称及び

代表者名

⑩

富里市生活交通支援交付金交付申請書

年度富里市生活交通支援交付金の交付を、富里市補助金等交付規則第5条及び富里市生活交通支援交付金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額

<input type="checkbox"/> 上半期分	<input type="checkbox"/> 下半期分	円
-------------------------------	-------------------------------	---

第2号様式（第10条関係）

指令第 号
年 月 日

様

富里市長

印

富里市生活交通支援交付金決定通知書

年 月 日付けで申請のあった富里市生活交通支援交付金の交付について、次のとおり決定したので、富里市補助金等交付規則第8条の規定並びに富里市生活交通支援交付金交付要綱第10条の規定により通知します。

1 交付対象期間	
2 交付決定額	円

注1 交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、この通知を受領した日から14日以内に申請の取下げをすることができますので、申請を取り下げる場合は、取下書を市長に提出してください。

第3号様式（第12条関係）

年 月 日

富里市長 様

交付対象事業者

所在地

名称及び

代表者名

㊞

富里市生活交通支援交付金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付額の決定があった 年度富里市生活交通支援交付金を、富里市補助金等交付規則第18条及び富里市生活交通支援交付金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付請求額 金 円

2 交付金の振込先

金融機関名・支店名	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	